

畜産政策・価格に関する意見書

今日、畜産農家の規模拡大は進みつつあるものの、後継者の減少や高齢化の進行などにより、依然として生産基盤の脆弱化が危惧されている。

また、飼料価格の高騰をはじめとする生産コストの増大や高病原性鳥インフルエンザをはじめ家畜伝染病の発生時の被害など、多くの経営の不安定要素も抱えており、さらには、WTO農業交渉やEPA交渉での牛肉をはじめとする重要品目の関税の取扱によっては、畜産業に甚大な影響を及ぼすことも懸念されている。

このような中、安心・安全な畜産物を安定的に供給するためには、畜産農家の一層の体質強化と安定を図ることが重要であり、このためには、適正な畜産物価格の決定と諸課題に的確に対応した施策の充実・強化が不可欠である。

また、将来にわたって畜産の生産基盤の維持や生産者の営農意欲を喚起するような仕組みや制度の確立、セーフティネットの充実・強化も重要となっている。

よって、国においては、畜産の将来が展望されるよう、かつ、畜産農家の経営安定を図るため、下記事項について特段の配慮を強く要望する。

記

1 畜産・酪農生産基盤の維持・拡大を図るため、産地・生産者の体質強化に向けた取組を促進する総合的な対策を確立するとともに、必要な予算を確保すること。

また、生産者の経営と所得の安定を確保するため、経営安定対策を充実・強化し、配合飼料価格安定制度の適切な運営に万全を期すとともに、飼料価格の動向を踏まえ必要な対応を講じること。

2 高病原性鳥インフルエンザ対策については、発生・まん延防止策を強化するとともに、風評被害防止や消費拡大対策に取り組むこと。

また、発生が確認された場合は、移動制限区域内の養鶏農家等に対し必要な支援措置を講じること。

3 平成18年度が事業終期となっている地域肉用牛振興対策事業については、肉用牛繁殖経営への新規参入支援、肉用牛の生産性向上対策、肉用牛の増頭対策など肉用牛の生産振興を図るため、さらに充実した事業を構築し必要な予算を確保すること。

4 平成18年度が事業終期となっている肉用牛肥育経営安定対策事業については、肥育経営を継続する上で根幹となる経営安定対策であるため、事業を継続するとともに必要な予算を確保すること。

5 BSE発生国からの輸入については、我が国と同等の安全対策を義務づけ、また、輸入される牛肉については、日本向け輸出プログラムが確実に遵守されるよう、十分な監視を行うこと。

加えて、米国政府が求めている「20か月齢以下の対日輸出条件の緩和」は拒否すること。

6 食肉センターに対するSRM(特定危険部位)・牛せき柱焼却施設等の設置に係る経費助成及び運営支援については、BSE発生以来、多額の費用負担が発生しているため、継続強化すること。

また、食肉センターにおける衛生対策強化や高付加価値化等総合的な食肉流通施設の整備に必要な助成事業を継続実施すること。

さらに、BSE検査費用についても公的負担を継続実施すること。

7 家畜の遺伝資源保護に関する取組を強化すること。

また、食肉の安心・安全に対する不安を払拭するため、原材料の原産地表示については、
外食における義務づけを法制化すること。

さらに、トレーサビリティについては、対象店舗等の範囲を拡大すること。

8 指定食肉（牛肉・豚肉）の安定価格の決定に当たっては、農家の経営安定を図るため、
飼料価格の動向等を踏まえ適切に決定すること。

9 肉用子牛生産者補給金制度については、再生産の確保と生産意欲を喚起するため、飼料
価格の動向等を踏まえ、保証基準価格及び合理化目標価格を適切に決定すること。

また、子牛生産拡大奨励事業については、我が国肉用牛資源の拡大に資するため、必要
な予算を確保すること。

10 飼料増産受託システム確立事業については、耕種農家と畜産農家が連携して粗飼料生産
や堆肥還元に取り組むことができるよう、コントラクターの育成強化を図るため、必要な
予算を確保すること。

また、粗飼料を生産し畜産農家に供給する生産集団に対する対策を講じること。

11 平成18年度が事業終期となっている地域肉豚生産安定基金造成事業については、国際
化の進展による豚肉価格の低迷等が懸念される中、養豚経営の安定を図るために必要不可
欠であることから、事業を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

また、安定基金発動基準価格については、飼料価格の動向等を踏まえ適切に設定すること。

12 平成18年度が事業終期となっている地域養豚振興特別対策事業については、養豚の生
産振興や生産性向上及び豚肉の安定的な生産・流通体制の整備を図るため、事業を継続す
るとともに必要な予算を確保すること。

13 鶏卵価格安定基金の補てん基準価格については、再生産の確保と経営安定が図られる水
準として設定すること。

また、(社)全国鶏卵価格安定基金を公益社団法人として認定するとともに、同基金に対
する補助金も継続すること。

14 平成19年度が事業終期となっている畜産環境緊急特別対策事業については、家畜排せ
つ物処理施設の整備推進に不可欠であるため、事業を継続し必要な予算を確保すること。

15 海外からの悪性伝染病等の侵入を防ぐため、動物検疫を充実・強化すること。

16 生産段階での家畜衛生対策を強化するため、各種予防ワクチンの接種に対する助成等を
拡充すること。

また、悪性伝染病等が発生した場合には、すみやかに風評被害の防止、感染原因の究明、
まん延防止、経済的損失支援などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月27日

霧島市議会

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

財務大臣

尾身 幸次 殿

農林水産大臣

松岡 利勝 殿

厚生労働大臣

柳澤 伯夫 殿